

並行輸入車に係る使用済自動車再資源化預託金等の 預託証明書交付申請手続に関する基本約款

第1条（総則）

公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、「JARC」といいます。）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下、「自動車リサイクル法」といいます。）第2条第16項に定める自動車製造業者等に該当しない者（個人を含む。）が輸入した自動車（以下、「並行輸入車」といいます。）について、自動車リサイクル法第74条第1項の規定により、最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けようとする者（以下、「並行輸入事業者等」といいます。）が、国土交通大臣等に対して提示する預託証明書の交付手続に関して、「並行輸入車に係る使用済自動車再資源化預託金等の預託証明書交付申請手続に関する基本約款」（以下、「本約款」といいます。）を以下の通り定めます。

第2条（用語の定義）

1. 本約款において使用する用語の定義は、本約款で特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び同法の委任を受けた政省令の定めるところによります。
2. 「自動車予備検査証」とは、道路運送車両法第71条第2項等に基づき国土交通大臣等が交付する自動車予備検査証をいいます。
3. 「リサイクル料金」とは、自動車リサイクル法第108条第1項各号に定める料金をいいます。
4. 「リサイクル料金等」とは、リサイクル料金、自動車リサイクル法第73条第4項に定める情報管理料金及び同条第6項に定める資金管理料金を合わせた額をいいます。

第3条（法令の遵守）

並行輸入事業者等は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第4条（預託申請）

1. 並行輸入事業者等は、預託証明書の交付を JARC に申請するに当たり、JARC が別に定める「再資源化預託金等預託申請書」に必要な事項を記入・押印の上以下の書類を添付し、JARC が別に定める宛先に送付することで、リサイクル料金等の預託申請を行うものとします。

<添付書類>

予備検査を受けない並行輸入車の場合

- ・自動車通関証明書の写し
- ・並行輸入自動車届出書の写し
- ・自動車排出ガス試験結果成績表の写し（ただし、自動車排出ガス試験が免除される車両の場合は不要とする。）

予備検査を受けている並行輸入車の場合

- ・自動車予備検査証の写し

2. 並行輸入事業者等は、前項に定めるリサイクル料金等の預託申請を行うにあたり、電子計算機を用いて JARC が構築・運営する再資源化預託金等の管理等を行うために必要なシステム（以下、「資金管理システム」といいます。）を使用することを可能とします。

3. 並行輸入事業者等は、リサイクル料金等の預託申請を行うにあたり、前項の規定に基づき電子計算機を用いての資金管理システムの使用を希望する場合、JARC が別に定める「並行輸入車に係る使用済自動車再資源化預託金等の預託申請に関する並行輸入事業者登録約款」に基づき、資金管理システムに登録されるための登録申込を行うものとします。

第5条（リサイクル料金等の通知）

JARC は、並行輸入事業者等から送付された再資源化預託金等預託申請書及び添付書類について不備がないことを確認したときは、それらに記載された車両情報を基にリサイクル料金を設定し、これに情報管理料金及び資金管理料金を合わせた総額を同封する払込票に記載の上、並行輸入事業者等に送付します。

第6条（リサイクル料金等の送金）

並行輸入事業者等は、前条に基づき JARC が送付した払込票の額面に記載されたリサイクル料金等の金額を確認の上、金融機関で払い込むことでリサイクル料金等を JARC へ送金するものとします。

第7条（預託証明シールの送付）

JARC は、前条に基づく並行輸入事業者等からのリサイクル料金等の入金を確認した後、当該自動車に係る再資源化預託金等が預託されたことを証する預託証明シールと預託証明書（リサイクル券）を並行輸入事業者等に送付します。

第 8 条 (預託証明シールの貼付)

並行輸入事業者等は、前条に基づき JARC が送付した預託証明シールを、当該並行輸入車の最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けようとする場合に国土交通大臣等に提出する自動車通関証明書に貼付するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。

第 9 条 (預託証明の留保等)

1. JARC は、本約款に基づいて、並行輸入事業者等が行う預託申請及び預託証明シールの使用に関して、疑義があると判断したときは、預託証明手続の拒否又は一時留保する権限を有するものとし、必要に応じ、並行輸入事業者等に口頭又は文書等の方法の如何を問わず預託申請及び預託証明シールの使用に関する事項について聴取するか、関係する文書等の提出を求めることができるものとします。
2. 並行輸入事業者等は、前項の規定に基づき JARC から聴取等を求められた場合、速やかに応ずるものとします。

第 10 条 (費用)

本約款に基づく預託申請手続に要する費用(書類送付費用を含む。)が発生した場合、当該費用(公租公課を含む。)については、並行輸入事業者等の負担とします。

第 11 条 (本約款の解釈)

本約款の規定の解釈に疑義が生じた場合、又は本約款に記載されていない事項についてはその都度 JARC が判断し、必要に応じ並行輸入事業者等に通知します。

第 12 条 (準拠法及び合意管轄裁判所)

本約款は日本法を準拠法とし、本約款に関して、JARC と並行輸入事業者等との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2007 年 10 月 1 日改訂